

## 外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額の計算に関する明細書

				事年	業度	.	.	法人名	
外 国 関 係 会 社 の 名 称	1								
本たの 店る所 又事在 は務 主所	国 名 又 は 地 域 名	2							
	所 在 地	3							
事 業 年 度	4	:	:						
外 国 法 人 税	税 种 目	5							
	外 国 法 人 税 額	6							
	増額又は減額前 の事業年度の(6) の金額	7							
外 國 金 融 人 子 税 會 額 社 等 以 算 外 部 分 對 象 外 國 關 係 會 社 に 係 る 控 除 對 象	特又会の 定は社と 外対にし 國象該た 關外當場 係國す合 會關る 社係も	適 用 対 象 金 額 (55)	15						
		子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	16						
		控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	17						
	調 整 適 用 対 象 金 額 (15)+(16)+(17)	18							
	部 分 適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の三)「7」)	19							
	部 分 課 稅 対 象 金 額 (別表十七(三の三)「9」)	20							
	(20)≤(18)の場合 $\frac{(20)}{(18)}$	21		%					
	(20)>(18)の場合 $\frac{(20)}{(19)}$	22		%					
	(6)×((21)又は(22))	23							
	(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額								
外異 國動 法し 人た 稅場 額合 が	増 額 又 は 減 額 前 の 事 業 年 度 の (33) の 金 額								
	(33)≥(34)の場合 (33)-(34)								
	(33)<(34)の場合 (34)-(33)							( 円 )	
	課 稅 対 象 金 額 等 に 係 る 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (33)又は(35)							( 円 )	
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算									
所 得 計 算 上 の 適 用 法 令	38	本邦法令・外国法令			控 除 対 象 配 当 等 の 額	47			
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	39					48			
加 算	損金の額に算入した法人所得税の額	40				49			
		41							
		42			基 準 所 得 金 額 (39)+(44)-(50)	51			
		43			繰 越 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	52			
	小 計	44			当 期 中 に 納 付 す る こと と な る 法 人 所 得 税 の 額	53			
減 算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45			当 期 中 に 還 付 を 受 け こと と な る 法 人 所 得 税 の 額	54			
	子会社から受ける配当等の額	46			適 用 対 象 金 額 (51)-(52)-(53)+(54)	55			